

# 第19章 立入検査

(法第24条、第43条)

(立入検査) ※宅造区域

**法第24条** 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査) ※特盛区域

**法第43条** 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 〈解説〉

### 1 立入検査の概要

立入検査は、法による行政処分等を行うために必要がある場合に、法第24条、法第43条に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査するものです。

### 2 立入検査の要件

立入検査は、法に基づく権限の行使に必要がある場合に行うものです。具体的には次のとおりです。

① 宅地造成等に関する工事の許可（法第12条第1項、法第16条第1項、法第30条第1項、法第35条第1項）

- ② 完了検査検査済証又は中間検査合格証等の交付（法第17条第1項若しくは第4項、法第18条第1項、法第36条第1項若しくは第4項、法第37条第1項）
- ③ 監督処分（法第20条第1項から第4項、法第39条第1項から第4項）
- ④ 改善命令（法第23条第1項若しくは第2項、法第42条第1項若しくは第2項）

### 3 立入検査内容

実施可能な検査内容は、当該土地の測量による地積、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査を実施する場合があります。

### 4 立入検査に関する罰則規定

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者には、法第56条第4項に、拘禁刑の場合は1年以下、罰金は300万円以下と規定されています。

また、法第60条において法人重科を措置しており、法人については罰金300万円以下と規定されています。

### 5 立入検査における身分証明書の携帯

立入検査においては、職員は身分証明書を携帯します。

なお、法第24条、法第43条に規定される立入検査を実施する「その職員」には、職員が検査を実施するに当たり必要な専門の委託業者も含まれます。